

京都学習協の第10回集中セミナー 募集要項

申し込みは、このテーマを学びたいと思う方は誰でも参加できます。

申し込みの手続きは、簡単です。「申込書」に必要事項を記入し、受講料をそえて申し込んでください。FAXでも申し込みができます(受講料は当日お支払いください)。

講義時間は、午後1時～5時(休憩も含みます)

受講料は、2,500円です。(税込み)

会場は、『京都学習会館』

(上京区堀川丸太町西一筋目上ル)です。

京都労働者学習協議会
電話(075)841-8141
FAX(075)821-3665



二・四輪共に駐車場はありません。二条城市営駐車場へお願いします。

地下鉄丸太町駅・二条城前駅から『京都学習会館』まで歩いて10分以内です。

京都学習協 第10回集中セミナー

《日時》

2009年7月19日(日)
午後1時～5時

《会場》 京都学習会館

(堀川丸太町西一筋目上ル)

《受講料》 2,500円

主催：京都労働者学習協議会

連絡先・募集要項は最終ページ



全国民主労働組合総連盟ホームページから

「新自由主義」が跋扈し非正規労働者が全雇用労働者の50%を越えてひろがる韓国。IMF危機の中で.....闘うための決断。企業別労働組合から産業別へと転換がすすむ。それはどのようにしておこなわれたのか.....。韓国の労働者のおかれている状況と労働組合運動をから、わたしたちはそこから何を学ぶのか。

第10回 集中セミナー 学習課題

韓国の労働組合運動から学ぶ

階級的前進をすすめる韓国労働者・労働組合運動の実際から学ぶ

講師 脇田 滋・龍谷大学教授

厳しい独裁政権の労働者弾圧を乗り越え、さらに、非正規雇用政策に対決する韓国の労働組合は、最も弱い立場の労働者を含めて労働者全体を代表するという組合の本来の姿を見失っていません。韓国の労働者たちが、現在、日本の企業別組合の現状と歴史を反面教師として、ヨーロッパ型の産業別組織を目指していることは大きな教訓になりますし、また、私たちに希望を示すものだと思います。

企業別労働組合から産業別労働組合へ 韓国の新たな動き

企業別組織の限界を克服する動きで注目しなければならないのは韓国です。近年、韓国の労働運動は、企業別労働組合の克服を明確に打ち出し、産業別労働組合への転換を進めています。

韓国は、戦前以来の日本的労務管理の影響とともに、1960年代から80年代後半までの長い独裁政権下で労働組合が抑圧されました。とくに法制度的に企業別組合組織を強制され、それ以外は許されませんでした。この法制下では、一企業には従業員だけの組合が一つしか許されず、集团的労使関係が企業主と従業員だけの関係に限定されました。弁護士や研究者などが組合で講演しても、純粋な企業内労使関係に外部から干渉したとして処罰の対象とされるほど徹底したものでした。

こうして独裁政権下で、労働組合は警察力によって強圧され、労働者の過酷な労働条件と無権利な状況が広がっていました。この状況の中で、1970年代以降、弾圧を受けながら、民主労組運動が展開されるのです。長い苦闘を経て1995年にナショナルセンターとしての「民主労総」が結成されました。一企業一組合を強制する法規制が緩和されて2002年以降ようやく「合法化」され、一企業に複数の組合が認められました。

非正規雇用の急増に対応

ところが、1997年から98年にかけて韓国経済は、IMF危機と呼ばれる経済危機に巻き込まれ、大きな企業を含めて企業倒産が相次ぎ、失業が急増するというどん底状態に陥ってしまいました。有期雇用や業務請負形式での非正規雇用が一挙に増え、労働者全体の半数を超えてしまいました。2000年5月には、「韓国非正規労働センター」が結成され、労働組合とは別に、非正規労働者の問題を明らかにするとともに、組織化への支援をする活動を開始します。

2006年末には、民主労総の組合員は発足時に比べて80パーセント増加して75万2000名に達しています。民主労総は、この間、経済危機への対処や非正規雇用問題に取り組むために、企業別組織の連合という現状から脱皮して、ヨーロッパ型の産業別組織への転換を進めることになりました。2005年12月には43・2パーセントに過ぎなかった産別労組への転換率が、2006年末で75・6パーセントに達したということです。2006年には、金属、公共、輸送の各部門が大挙して産業別組織に転換しました。とくに、17～18程度のヨーロッパの産別に比べて、

5～6程度の大産別組織を目指しているのが特徴で、2007年現在持続的に産別化の取り組みが行われています。

このように、世界の中では日本と韓国だけが「企業別組合」の国だったのですが、そのうち韓国の最大ナショナルセンターである民主労総が、産業別組織への転換を力強く実現していることは、大いに注目しなければなりません。たしかに、もう一つのナショナルセンターである韓国労総は、こうした動きに消極的ですし、世界的な大企業では労働組合が保守化して民主労総の動きに背を向ける危険性があります。

しかし、厳しい独裁政権の労働者弾圧を乗り越え、さらに、非正規雇用政策に対決する韓国の労働組合は、最も弱い立場の労働者を含めて労働者全体を代表するという組合の本来の姿を見失っていません。韓国の労働者たちが、現在、日本の企業別組合の現状と歴史を反面教師として、ヨーロッパ型の産業別組織を目指していることは大きな教訓になりますし、また、私たちに希望を示すものだと思います。（脇田滋著「労働法を考える」新日本出版社 p117-119）

| | |
|---|--|
| <p>非正規職労働者の現況</p> <p>韓国統計庁が一〇月に発表した八月現在の各種統計をもとに「韓国非正規労働センター」が分析した結果によると、非正規職の数は約八四二万人で、労働者全体の五四・八％に達する。</p> <p>男女別に統計をとると、男性の非正規職が約四〇六万人で男性労働者全体の四五・六％である反面、女性の非正規職は約四三六万人で女性労働者全体の六七・六％に達する。</p> <p>賃金格差は正規職を一〇とした場合、非正規職は五一・三。週休二日制は正規職が五一・七％である一方、非正規職は二一・一％。国民年金、健康保険の適用は、正規職が九八％で、非正規職はそれぞれ三三・四％、三四・三％にとどまっている。</p> <p>労組組織率は、正規職が二一・七％だが、非正規職はわずかに二・八％にすぎず、</p> | |
| <p>労組員に非正規職が占める割合は二三・七％である。非正規職の置かれた劣悪な状況は、働く意欲にも表れているという。韓国労働社会研究所の調査によると、「自発的に就職した」と答えた労働者は正規職で九三・〇％に達した一方、非正規職では四八・一％にとどまった。</p> <p>ところで、非正規職の数については、政府発表と民間団体発表で大きな差がある。前出の統計庁発表では、正規職が六四・五％、非正規職が三五・五％となっている。</p> <p>政府の統計は、二〇〇二年七月の労使政委員会で合意された非正規職の定義に基づいており、その範囲は臨時雇用労働者、有期契約労働者、パートタイマー、派遣労働者、日雇い労働者などとなっている。</p> <p>一方、労組や民間団体は、政府が正規職に分類している「長期臨時労働者」を非正</p> | |
| <p>規職に含めるべきだと主張する。長期臨時労働者とは、臨時労働者としての待遇を受けながらも、何度も契約を更新しているか、雇用期限の定めがないため、長期にわたって雇用されている労働者を指すとされている。事実上、雇用期限がないことから政府は正規職に分類しているが、臨時労働者として扱われているため、福利厚生は正規職の待遇を受けられず、いつ解雇されても職場復帰を求めることはほぼ不可能で、実態は非正規職にほかならない。</p> <p>こうした長期臨時労働者は、飲食業や宿泊業、コンビニの店員など都市部のサービス業に多く、法定最低賃金を下回る条件で働かされている例も多いという。</p> <p>（面川誠「韓国の労働運動」経済07年1月号）</p> | |